

役員等の報酬総額及び報酬等の支給の基準

公益社団法人 全国柔整鍼灸協会

第1条(目的)

この規定は、公益社団法人全国柔整鍼灸協会（以下「この法人」という。）定款第26条の規定に基づき、常勤理事およびその他の理事の報酬の支給について定める。

第2条(報酬等の区分)

役員等の報酬は、常勤理事（常勤である理事をいう。以下同じ。）にあつては月額報酬及び賞与とし、非常勤役員等（常勤理事以外の理事及び監事をいう。以下同じ）については、日当とする。

2 前項に定める報酬のほか、常勤理事には、月額で通勤手当を支給することができる。

第3条(事業年度の報酬総額)

役員等の報酬は、支給する場合には報酬総額を代議員総会において定める。

第4条(月額報酬及び賞与の算定方法)

常勤理事の月額報酬及び賞与は、代議員総会で定める総額の範囲内で理事会で決定する。

- 2 新たに常勤理事に就任した者には、日割計算によりその日から月額報酬を支給する。
- 3 常勤理事が退職し、又は解任された場合には、日割計算により、その日までの月額報酬を支給する。
- 4 常勤理事が死亡により退職した場合は、その月までの報酬を支給する。
- 5 月額報酬の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げる。

第5条(通勤手当の算定方法)

通勤手当の月額は、通常の合理的な経路で公共交通機関を使用した場合の交通費相当額とする。

2 月の中途において常勤理事が就任し、退職し又は解任された場合においても、日割計算を行わず、当該月分の通勤手当は総額を支給する。

第6条(日当の算定方法)

非常勤役員等の日当は、代議員総会で定める総額の範囲内において理事会で定める。

第7条(支給方法)

役員等の報酬及び通勤手当は、その全額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。た

だし、社会保険料、源泉徴収による所得税その他法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除した額を支払う。

2 役員等がその報酬及び通勤手当につき本人名義の預金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払う。

3 役員等の報酬及び通勤手当の支給日は毎月25日とする。ただし、支給日が休日にあたるときは、その前日に支給する。

第8条(変更)

この規定は、定款第12条の規定により、代議員総会の決議によって変更することができる。